

特殊肥料の生産を開始した際の届出事項を変更する場合の手続き

宮城県農政部
みやぎ米推進課環境対策保全班

特殊肥料の生産を開始した際の届出事項を変更する場合に必要な書類については、次のとおりです。

	提出書類等		提出部数
<input type="checkbox"/>	特殊肥料生産業者届出事項変更届出書		2部 (正本・副本用)
<input type="checkbox"/>	届出者が <u>個人</u> の場合	次の①、②のいずれかを添付してください。 ①住民票の写し（最新のもの。写しの提出も可） ②運転免許証の写し（表・裏両面）	1部（※）
	届出者が <u>法人</u> の場合	次の①、②のいずれかを添付してください。 ①登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） ※最新のもの。写しの提出も可。 ②定款の写し	

※ 届出者の住所、氏名（法人では、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を変更した場合に添付してください。

様式第14号（日本工業規格A4）

(ロ) 特殊肥料生産業者届出事項変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

届出書に記載した年月日を記入してください。

宮城県知事 村井嘉浩 殿

「特殊肥料生産業者届出書」に記載した住所、氏名を変更した場合は、変更後の住所、氏名を記載してください。

住所 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇-〇
氏名 宮城肥料株式会社
代表取締役 宮城 太郎

「特殊肥料生産業者届出書」を届け出た年月日を記載してください。
※直前に届け出た「変更届出書」の届出日ではありませんので、ご注意ください。

さきに平成/令和〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日 ← 「2 変更した事項」に記載した事項に変更があった年月日を記載してください。

令和〇年〇〇月〇〇日

2 変更した事項

【注意】
生産する特殊肥料の銘柄を追加する場合には、新たに「特殊肥料生産業者届出書」の届け出が必要となります。

【例1：生産業務を行う事業場及び保管施設を変更した場合】

生産業務を行う事業場及び保管施設の所在地の変更

旧) 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町〇丁目〇-〇

新) 宮城県仙台市太白区长町〇丁目〇-〇

【例2：代表者を変更した場合】

代表者の氏名 旧) 代表取締役 宮城 花子

新) 代表取締役 宮城 太郎

特殊肥料生産業者届出書で届け出た以下の事項について変更したものを記載してください。

- 氏名(法人の場合は、その名称、代表者の氏名)
- 住所
- 肥料の名称
- 特殊肥料を生産する事業所の所在地
- 本県内にある特殊肥料を保管する施設の所在地

3 変更した理由 ← 「2 変更した事項」に記載した事項を変更した理由について記載してください。

例1) 生産業務を行う事業場及び保管施設を変更したため。

例2) 役員改選により代表者を変更したため。